|  |  |
| --- | --- |
| お知らせの  タイトル | **当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問い合わせについて** |
| 概　　要 | 当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和4年4月から令和4年9月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 問合せ内容 | 対応(案) |
| 活動関連 | 多面的機能支払交付金の対象農用地は農振農用地のみか | 多面的機能支払交付金の対象農用地については、多面的機能支払交付金実施要綱において、1.農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地であって、同法に規定する農用地区域内に存するもの。2.県基本方針において定める農用地。とされている。  但し、本県の基本方針では特に定めていないことから、詳細については県に確認していただきたい。  参照  多面的機能支払交付金実施要綱　別紙1の第3  多面的機能支払交付金実施要綱　別紙2の第3 |
| 災害までのレベルではないくらいの降雨時に、補修したい箇所があれば維持共同で実施できるか | 計画書に位置付けられている農用地及び水路、農道であれば、異常気象後の応急措置として補修することは可能です。  　この場合、組織内の合意を得ることが重要です。  参照  　山形県基本方針　別紙1　第2-(1)-3)-オ  　なお、組織内の合意を得た上で、維持共同でなく長寿命化で実施する場合は、所定の手続きを経た上で実施して下さい。  長寿命化の場合、これに係る工事費は原則200万円未満ですが、山形県では、水路・農道は500万円未満、ため池は、受益面積に応じ、500万円未満(受益面積2ha未満)、800万円未満(受益面積2ha以上)と上限額を設定しています。  　但し、200万円を超える場合は、長寿命化整備計画書を作成し、県の技術的指導を受け、市町村の審査・認定を受ける必要があります。  　なお、工事実施にあたっては、工事1件の考え方に十分留意するとともに、工事費が200万円以上となる場合は、他事業の活用も検討して下さい。  参照  　山形県基本方針　4-(3)及び4-(4) |
| 鳥獣害防止柵を設置してもよいか | 設置可能ですが、対象農用地区域内であることはもちろん、組織内の合意を得た上で、事業計画に位置付けるなど所定の手続きを踏まえて実施して下さい。  参照  山形県基本方針　別紙2の(1)-3)-ア-② |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 問合せ内容 | 対応(案) |
| 交付金関連 | 認定農用地が減少した場合は交付金返還の対象となるのか  また、変更認定の手続が必要か | 返還対象となるのは、交付金算定の対象となる農用地の減少の場合ですので留意して下さい。  なお、事業計画の変更手続きについては、「変更認定(交付金に影響する内容)」と「変更届(交付金に影響しない内容)」に区分されます。  　「変更認定」についてはその事実が生じた場合、速やかに、「変更届」は変更があった年度の実施状況報告時、又は、翌年度の交付申請時に手続きして下さい。  市町村においては、変更内容の迅速な把握に努められるようお願いします。  参照  多面的機能支払交付金実施要綱　別紙1の第9  多面的機能支払交付金実施要綱　別紙2の第9  山形県多面的機能支払交付金の手引き(活動組織) P30  山形県多面的機能支払交付金の手引き(広域組織) P40 |
| 組織の農用地全体の1/7程度の面積を耕作している人が亡くなり、これまで住民共同で管理してきたが大変なので面積を減らしたい。  この場合、遡及返還の対象となるのか | 交付金返還の免責事由として多面的機能支払交付金実施要領において、「自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除する」と規程されているが、本事案がその他やむを得ない理由に該当するかどうかは市町村又は県に確認していただきたい。  参照  多面的機能支払交付金実施要領　第1の15-(1)  多面的機能支払交付金実施要綱　第2の19-(1)  なお、遡及返還の有無に関わらず事業計画の変更手続きが必要となります。  同上質疑の回答参照 |
| 花植えに参加した子供達に図書券を渡したが、新型コロナの影響で予定人員より4名不参加となった。この場合、既に購入している図書券を翌年度に持ち越すことは可能か  なお、翌年度も同様の植栽活動を実施する予定としております | 図書券についても現金と同様に取り扱うこととしますので、所定の手続きを経た上で、翌年度有効にご活用下さい。  参照  R2.11活動マニュアル　活動の手引き　P-41,47,52,53  　　〃　　　　実施状況報告　記載例　C-8,9 |
| 維持・共同・長寿命化の交付金をお互いに合わせて使用可能か | 活動計画書に定められた維持、共同の活動の実施を前提として、活動計画書に位置付けられている施設の長寿命化に活用することは可能です(維持・共同交付金⇒長寿命化)が、  　長寿命化の交付金を維持・共同に活用することはできません。  参照  多面的機能支払交付金実施要領　第1の2-(3)  多面的機能支払交付金実施要綱　第2の2-(3)  R2.11　活動マニュアル　活動の手引き　P-37 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 問合せ内容 | 対応(案) |
| 各種届出 | 去年、転用があり面積が減少していることが判明した。まだ変更認定申請が未提出であるが、多面的機能支払交付金実施要領では交付申請時か実施状況報告提出時とあるが | 問合せ内容は「変更届」の場合であり、本事案は「変更認定」に該当することから、下記のとおり速やかに市町村へ提出して下さい。  事業計画の変更手続きについては、「変更認定(交付金に影響する内容)」と「変更届(交付金に影響しない内容)」に区分されます。  　「変更認定」についてはその事実が生じた場合、速やかに、「変更届」は変更があった年度の実施状況報告時、又は、翌年度の交付申請時に手続きして下さい。  市町村においては、変更内容の迅速な把握に努められるようお願いします。  参照  山形県多面的機能支払交付金の手引き(活動組織) P30  　なお、過年度の転用なので、交付金の返還手続きも場合により必要となりますので、市町村又は県にご確認下さい。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 問合せ内容 | 対応(案) |
| その他 | 維持のみ活動する広域活動組織に維持・共同・長寿命化の活動をしている組織を合併する場合は、これまでの活動を継続できるか | 組織の広域化については、国、県、協議会でも推進していることから、詳細について県等に確認の上、ぜひ推進していただきたい。 |